

一般社団法人かながわスポーツ・健康づくり歯学協議会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人かながわスポーツ・健康づくり歯学協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県民の全身における健康の維持増進を含めた口腔の健康づくりに寄与することを目指し、広く県民に啓発して積極的な健康づくりを展開することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 口腔や全身の健康に関わるスポーツ歯科医学の調査・研究の推進と支援、ならびに情報提供
- (2) 顎・口腔領域におけるスポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防
- (3) 口腔や全身の健康に関わるスポーツ・健康づくり運動の普及啓発の推進
- (4) 歯科医師製作のカスタムメイドマウスガードによるスポーツ外傷予防の普及啓発
- (5) カスタムメイドマウスガード装着義務化の実現に向けてのスポーツ団体等への折衝
- (6) スポーツ・健康づくり運動に関わる各種関連団体事業への積極的な参加（競技会等の維持運営の支援、救護、コンディショニング、運動処方、運動指導ならびにメディカルチェック等）と必要な技術研修
- (7) スポーツ団体や学校体育等の指導者に対するスポーツ歯科医学教育
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入会)

第5条 この法人の目的に賛同する歯科医療従事者を主体とし、その他県内のスポーツ・健康づくり運動に関わる団体および関係機関で組織する。

2 社員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、理事会の承

認を得るものとする。

3 社員は、別に定める正会員とする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 この法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(会員名簿)

第10条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、理事長または選出された社員がこれに当たる。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

（役員）

第19条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち8名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第25条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実をこの法人に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第26条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、この法人の決議により、免除することができる。

- 2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執

行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第27条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第31条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第33条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

令和6年9月20日

これはこの法人の定款の写しに相違ない

一般社団法人かながわスポーツ・健康づくり歯学協議会
代表理事 嶋村政博

定 款 内 規

第1条 当法人は、定款第19条により定めた役員以外に、公益社団法人神奈川県歯科医師会より出向役員2名及び出向監事1名を置く。

第2条 当法人は、次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	3名以下
専務理事	1名
常務理事	若干名
監事	1名

第3条 定款第6条により入会せんとするものは、所定の入会申込書に、住所・氏名・職業等を記入して入会金および年会費、または賛助会費を添えて本協議会事務局に届出を行い、その後理事会で承認を受けるものとする。

第4条 定款第6条により社員となったものは、以下に定める入会金及び会費を納めなければならない。

- (1) 正会員：入会金 4,000円、会費（年額）6,000円
- (2) 賛助会員：会費（年額）10,000円
- (3) 特別会員：無料（定款第3条に関わる団体または個人）

第5条 会計は、かながわスポーツ・健康づくり歯学協議会口座を開設し、すべての出入金はこの口座にて行うものとして、会計担当常務理事が管理する。

第6条 定款第7条により退社するものは、以下に定める事項を記入して、速やかに本協議会事務局に届出を行うものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 退社理由

第7条 定款第6条により社員となったものが、3年分に相当する会費または賛助会費を納入しない場合は、その社員は退会したものとみなす。ただし、その後6ヵ月以内にその未納金を納めた場合には、会員資格を復帰するものとする。

第8条 委員会は、理事会の議を経て理事長が委員を委嘱し、以下のとおり定める。

- (1) 委員会は、担当理事および若干名の委員で構成し随時必要なときに担当理事が召集する。
- (2) 委員会の任期は、当該事業執行の終了とともに終わらせるものとする。